

第 9 章

資料編

9-1 用語集

9-1 用語集

あ行	
アクセス	・接近、近づくための交通手段。
インフラ	・人々の社会生活を支える基盤となる施設や設備のこと。
か行	
改築	・建築物の全部または一部を除却し、同一敷地に従前の用途・構造・規模と著しく異なる建築物をつくること。
開発許可	・都市計画法に基づく開発行為などに対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限。一定の開発行為については、都市計画区域の内外にかかわらず許可の対象。
開発行為	・主として建築物の建築または特定工作物（ゴルフコースやコンクリートプラントなど）を建設するために行う土地の区画形質の変更。なお、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う公共施設（道路など）の新設・廃止・付け替えや切土・盛土または宅地以外の地目を宅地に変更すること等。
河道掘削	・洪水時の水位を低下させるため、河道を掘って水が流れる面積を広くすること。
かわまちづくり	・「かわ」の魅力を活かし、「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実現することで、水辺空間の質を向上させ、地域の活性化や地域ブランドの向上などの実現を目指すもの。
幹線道路	・都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。
協働	・行政、市民、事業者、NPOなどが対等な関係を結び、適切な役割分担のもとに連携し協力し合うこと。
居住誘導区域	・人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
緊急輸送道路	・災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道およびこれらを連絡する基幹的な道路。
近隣商業地域	・都市計画法による用途地域の一つで、近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の、業務の利便の増進を図る地域。
球磨川流域治水プロジェクト	・令和2年7月豪雨災害からの早急な地域社会の復興に向けて、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の全体像を取りまとめたもの。
ケアハウス（軽費老人ホーム）	・家庭での生活が困難な60歳以上の高齢者が、低料金で食事や洗濯などの介護サービスを受けられる施設。
経常収支比率	・地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す比率のこと。
原生自然環境保全地域	・人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域として、一定以上の面積を有する国や自治体の所有地について、環境大臣が指定する区域。

か行(つづき)	
工業専用地域	・都市計画法による用途地域の一つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。
工業地域	・都市計画法による用途地域の一つで、主に工業の業務の利便の増進を図る地域。
コミュニティバス	・行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	・住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方。
さ行	
財政力指数	・地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年の平均値。
市街化調整区域	・都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街地再開発事業	・都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、道路などの公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備を行う事業。
自主財源比率	・歳入総額に対する自主財源(地方公共団体が自主的に収入できる財源)の割合。
自主防災組織	・地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。
自然公園特別地域	・自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、区域内に指定された地域。
実質公債費比率	・地方公共団体の一般財源総額に占める公債費の比率のこと。
指定緊急避難場所	・災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。市長が指定する避難場所。
指定避難所	・災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設で、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する場所。市長が指定する避難所。
住宅市街地総合整備事業	・既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、まちなか居住の推進等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業。
集約都市形成支援事業	・コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の計画策定や、医療、福祉施設等の拠点への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援。
準工業地域	・都市計画法による用途地域の一つで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域。
準住居地域	・都市計画法による用途地域の一つで、道路の沿道等において、自動車関連施設などと、住居が調和した環境を保護するための地域。
浚渫(しゅんせつ)	・港湾・河川・運河などの底面を浚って土砂などを取り去る土木工事のこと。
商業地域	・都市計画法による用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域。
人口集中地区(DID※) ※Densely Inhabited District	・国勢調査の結果から、人口密度が1km ² あたり4,000人以上の区域が互いに隣接し、かつ、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

さ行(つづき)	
人口メッシュ	・メッシュは「網の目」等の意味を持ち、100m人口メッシュであれば100m×100mの四角に居住している人口数を表す。
水害タイムライン	・水害に関連する出来事や対応の流れを時系列に整理したもの。
スマートウェルネス住宅等推進事業	・高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことのできる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修、介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組に対して支援を行うもの。
た行	
第一種住居地域	・都市計画法による用途地域の一つで、住居の環境を保護するための地域。
第一種中高層住居専用地域	・都市計画法による用途地域の一つで、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域。
第一種低層住居専用地域	・都市計画法による用途地域の一つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域。
第二次スクリーニング	・対象となる大規模盛土造成地が、地震時に滑動崩落を起こす恐れが大きいかどうかについて、計算等により確認すること。
第二種住居地域	・都市計画法による用途地域の一つで、主に住居の環境を保護するための地域。
第二種中高層住居専用地域	・都市計画法による用途地域の一つで、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域。
第二種低層住居専用地域	・都市計画法による用途地域の一つで、主に低層住宅の良好な住環境を守るための地域。
第6次人吉市総合計画	・人吉市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、市政運営の基本方針として定める計画。
田んぼダム	・水田(田んぼ)が持つ水を貯める機能を利用し、大雨の際に一次的に水田に水を貯め、ゆっくりと排水することで、農地や市街地の洪水被害を軽減するための取組。
地域地区	・都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括支援センター	・高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」を推進する機関。
地区計画	・住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物などを規制・誘導し、当該地区にふさわしいまちづくりを総合的に進めるための制度。
治水	・水害を防ぐこと。
デイサービス(通所介護)	・利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施。

た行(つづき)	
特定用途誘導地区	・立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域内で、「特定用途誘導地区」を都市計画に定めることにより、指定した誘導施策に限り、容積率、建物用途の制限の緩和を行う一方、誘導施策以外の建築物については従来どおりの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地区。
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	・介護が必要な方に、介護サービスと生活の場を提供する公的な介護保険施設。
特別用途地区	・用途地域が指定されているエリアに重ねて指定され、用途地域の制限だけでは不十分な場合に、さらに細かい制限を加えたり、緩めたりする地区。
都市機能	・医療、福祉、商業、公共交通等の都市を構成する主要な機能。
都市機能増進施設	・都市機能の増進に著しく寄与する居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るための施設。
都市機能誘導区域	・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市基盤施設	・道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。
都市計画運用指針	・都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。
都市計画基礎調査	・都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査。
都市計画区域	・自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で県により指定された区域。
都市計画区域マスタープラン(区域マスタープラン)	・都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。 ・県が、広域的な見地から、都市計画に関する基本的な事項を定めるもので、次のような内容を定める。 ①都市計画の目標 ②区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針 ③土地利用、道路や公園などの都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針
都市計画公園	・都市計画決定された都市施設である公園・緑地。
都市計画審議会	・都市計画に関する事項を調査または審議するために設置されている機関。
都市計画道路	・「都市の基盤的施設」として都市計画法に基づく「都市計画決定」による日本の道路。
都市計画マスタープラン(市町村マスタープラン)	・都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 ・住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫の基に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地区別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるもの。

た行(つづき)	
都市構造再編集中支援事業	・「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。
都市再生区画整理事業	・防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等、都市基盤が貧弱で整備の必要な既成市街地、並びに被災した市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を行うことを目的とする事業。
都市再生コーディネート等推進事業	・都市再生機構において、低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等において、計画策定、事業化に向けたコーディネート等を行うもの。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行うもの。
都市再生特別措置法	・急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画制度が創設。
都市施設	・道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
土地区画整理事業	・土地区画整理法に基づき、道路・公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。
な行	
二次放水路	・一次放水路から分岐して市街地や農地を横断し、局地的な雨水の排水を行う人工水路。
二線堤	・本堤背後の堤内地に築造される堤防のこと。万一、本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。
認定こども園	・教育、保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
根固め	・建物や堤防などをつくる際、基礎部分を保護するために、その根元を玉石やコンクリートなどで固めること。
ネットワーク	・互いに結びつくこと。つながり。
農業振興地域	・農業の振興を促進することを目的とする地域。
農地転用	・農地を農地以外にすること。農地の形状などを変更して住宅、工場、商業施設、道路等にすること。
農用地区域	・農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。
乗合タクシー	・タクシーと路線バスの中間的な公共交通機関。ルートや運行時刻を定めず、拠点地との間の乗合営業を行う輸送形態。

は行	
ハザードマップ	・自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。
バリアフリー	・だれもが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。
バリアフリー環境整備促進事業	・バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図るもの。
非線引き区域	・区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)が定められていない都市計画区域。
非線引き白地地域	・非線引き区域の中でも、用途地域が定められていない地域。
人吉市地域公共交通計画	・市民、交通事業者、行政の役割を明確化し、連携を図りながら様々な取組を推進するための計画。
人吉球磨定住自立圏共生ビジョン	・安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中・長期的な視点から、人吉球磨定住自立圏が目指す将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的な取組を示した計画。
人吉市景観計画	・景観形成に関する方針や基準を定め、市民協働の取組とともに計画的に景観形成を進めるための具体的な内容を定めた計画。
人吉市公共施設等総合管理計画	・公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画。
人吉市人口ビジョン・人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	・結婚・出産・子育てや経済・雇用、市民の意識・希望の把握、分析等を通じて、人口減少に関する各種課題の要因を明確化したうえで、施策の方向性を検討した計画。
人吉市復興計画	・今後取り組むべき復旧・復興の基本施策を体系的にまとめ、着実に復旧・復興へ向けて力強く前進するための指針として定めた計画。
人吉市復興まちづくり計画	・人吉市の地区ごとの提案を受け止め、災害に強く、未来への希望につながる復興まちづくりを推進するための計画。
BCP(事業継続計画)	・企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく計画。
PDCAサイクル	・Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
保安施設地区	・水源の涵養や土砂の流出の防備など、その目的を達成するために、森林の造成事業や森林の造成または維持に必要な事業を行う必要があると認められる場合に指定した地区。
保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制。
防災街区整備事業	・街を防災上有効な道路に囲まれた区域へと整備する事業で、密集市街地内の老朽化した戸建住宅を除去し、公共施設と防災性能を備えた共同住宅(マンション)を整備する事業。

は行(つづき)	
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	・防災対策や省エネルギー対策といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する施工者等に対する国の助成。
ま行	
マルチハザードタイムライン	・複数の異なる災害やハザードに関連する出来事や対応の流れを時系列に整理したもの。
MaaS(マース)	・「Mobility as a Service」の略。従来の交通手段・サービスに、自動運転や AI などのさまざまなテクノロジーを掛け合わせた、次世代の交通サービス。
や行	
遊水地	・洪水で川の水が増えたときに、その水を一時的に貯めこみ、川の水位を調整する区域。
優良建築物等整備事業	・市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対する国の支援事業。
用途地域	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度。現在、13種類の用途地域がある。
養護老人ホーム	・経済的な面で生活が困窮、かつ自力では暮らせない高齢者のための施設。
要配慮者利用施設	・社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。
ら行	
ライフライン	・主にエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活に必要なインフラ設備。
流通業務地区	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。流通業務市街地を整備する必要があるとして県が定める都市の区域のうち、交通施設の整備の状況に照らして流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域。
老人福祉センター	・無料、または低額な料金で高齢者の健康の増進やレクリエーションを支援する機関。